

岩国地域における公共施設アクションプログラム

平田エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域平田エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
平田	34	4,660	9,559人	1,120人 (11.7%)	5,106人 (53.4%)	3,333人 (34.9%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域平田エリアの公共施設は、30施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	平田	平田一丁目自治会集会所	—	W	2006	130.82	○	—	継続	譲渡,協議	16
2	市民文化系施設	住民ホール	平田	平田住民ホール	○	RC	1983	617.60	○	—	継続	維持(修繕),検討	29
3	市民文化系施設	学習等供用会館	平田	南岩国供用会館	—	RC	1990	330.00	○	洪	継続	譲渡,協議	36
4	市民文化系施設	学習等供用会館	平田	平田供用会館	—	RC	1975	535.23	○	—	継続	検討	37
5	市民文化系施設	学習等供用会館	平田	平田東供用会館	—	RC	1988	331.50	○	—	継続	譲渡,協議	37
6	スポーツ・レクリエーション系施設	運動公園	平田	岩国運動公園	—	S	1993	2,697.33	○	—	継続	維持(長寿)	84
7	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	平田	平田地区体育館	—	S	1971	668.29	旧	—	除却済	除却済	87
8	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	平田	岩国市総合体育館	—	RC	1995	10,140.91	○	—	継続	維持(長寿)	88
9	学校教育系施設	小学校	平田	平田小学校	—	RC	1968	6,836.93	○	土	継続	検討	157
10	学校教育系施設	中学校	平田	平田中学校	—	RC	1980	6,726.00	○	土	継続	検討	173
11	保健・福祉施設	高齢者保健福祉施設	平田	静風園	—	RC	1974	1,067.09	旧	土	移転	検討	201
12	子育て支援施設	放課後児童教室	平田	平田放課後児童教室	—	W	1991	207.44	○	—	継続	維持(改修)	226
	子育て支援施設	放課後児童教室	平田		—	W	2009	123.80	○	—	継続	維持(改修)	226
13	子育て支援施設	放課後児童教室	平田	平田第二放課後児童教室	○	平田小学校併設			○	—	継続	維持(改修)	226
14	行政系施設	出張所等	平田	平田出張所	○	RC	1983	85.40	○	—	継続	維持(長寿)	250
15	行政系施設	水防倉庫	平田	平田水防倉庫	—	S	1973	36.69	旧	—	継続	維持(修繕)	258

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
16	行政系施設	消防団車庫等	平田	岩国分団第6部消防車庫	—	W	1991	114.27	○	洪	継続	維持(修繕)検討	258
17	行政系施設	その他行政系施設	平田	清掃事業管理事務所	—	RC	1996	1,355.71	○	—	継続	維持(修繕)	271
18	公営住宅	公営住宅	平田	山中団地	—	CB	1963	5,706.03	旧	土	移転	廃止,検討	287
	公営住宅	公営住宅	平田		—	RC	1995		○	土	継続	維持(長寿)	287
19	公営住宅	公営住宅	平田	松山団地	—	RC	1998	7,701.56	○	洪・高	継続	維持(長寿)	287
20	公営住宅	公営住宅	平田	水兼団地	—	CB	1963	256.20	旧	土	移転	廃止,検討	288
21	公営住宅	公営住宅	平田	竹の本団地	—	CB	1961	1,622.21	旧	土	移転	廃止,検討	288
22	公営住宅	公営住宅	平田	梅が丘団地	—	RC	1978	24,454.64	○	土	継続	維持(長寿)	288
23	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	平田	岩国市第一工場	—	SRC	1992	5,207.17	○	土	移転	廃止	320
24	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	平田	岩国市リサイクルプラザ	—	S	1999	8,608.08	○	土	継続	検討	320
25	その他	普通財産集会所	平田	山中団地集会所	—	W	1979	92.74	旧	—	移転	廃止,協議	327
26	その他	普通財産集会所	平田	中山地区集会所	—	W	1982	98.51	○	土	継続	譲渡,協議	328
27	その他	普通財産集会所	平田	中山地区集会所調理室	—	W	1998	30.64	○	土	継続	譲渡,協議	328
28	その他	普通財産集会所	平田	梅が丘団地集会所	—	W	1983	375.21	○	—	継続	譲渡,協議	328
29	その他	普通財産集会所	平田	明生台集会所	—	W	1992	162.57	○	—	継続	譲渡,協議	328
30	その他	普通財産集会所	平田	梅が丘第1自治会集会所	—	W	2011	111.79	○	—	継続	譲渡,協議	329

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口
平田エリア	平田供用会館	34	4,660世帯 9,559人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が1. 平田一丁目自治会集会所の1施設、住民ホールが2. 平田住民ホールの1施設、供用会館が3. 南岩国供用会館、4. 平田供用会館、5. 平田東供用会館の3施設、普通財産集会所が25. 山中団地集会所、26. 中山地区集会所、27. 中山地区集会所調理室、28. 梅が丘団地集会所、29. 明生台集会所、30. 梅が丘第1自治会集会所の6施設、合わせて11施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。

- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 平田一丁目自治会集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

2. 平田住民ホール

耐震基準を満たしていることから、当面維持するものの、岩国市総合体育館や川西住民ホール、愛宕コンプレックスなどの配置や学校体育館の地域開放の状況を踏まえ、隣接する平田供用会館との複合化について検討する。

3. 南岩国供用会館、5. 平田東供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

4. 平田供用会館

耐震基準を満たし、平田出張所が隣接しており、地域づくり拠点施設として位置付け、平田住民ホール及び平田出張所との複合化について検討する。

管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

25. 山中団地集会所

公共事業を実施するための条件整備として建築した施設であるものの、旧耐震基準の施設で老朽化が進んでいる。

施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、施設の在り方について廃止を含めて地域自治会と協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、譲受けの意向がある場合は、施設の修繕の在り方を含め地域自治会と協議する。

26. 中山地区集会所、27. 中山地区集会所調理室、28. 梅が丘団地集会所、29. 明生台集会所、30. 梅が丘第1自治会集会所

公共事業を実施するための条件整備として建設した施設で、新耐震基準で建設した施設であり、一定の改修を行うことで継続使用が可能なこと、施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。

地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

4. 平田供用会館

平田エリアの地域づくり拠点施設とします。1975 年に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしていますが、建築から 48 年経過して老朽化が顕著となっています。市民活動グループによるカラオケ教室などに利用され、諸室の稼働率は 7.6%～38%で、年間約 19,700 人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置付けることから、出張所等の改修が見込まれる 10 年後を目途に、平田出張所等との複合化を含め、施設の在り方を検討します。

地元自治会が指定管理者となり、管理運営していますが（市が光熱水費等を支出）、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和 7 年度までに検討します。

1. 平田一丁目自治会集会所

2006 年に新耐震基準で建設し、建築から 17 年経過しています。地域の学習会やレクリエーションなどに利用され、諸室の平均稼働率は 13.2%で、年間約 1,000 人が利用しています。（令和 4 年度実績）

施設の管理は市が行い、運営は一部の費用負担を含めて地元自治会が行っていることから、地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

2. 平田住民ホール

平田出張所との複合施設で、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。バレーボールやフリーテニスなどに地域住民のスポーツ活動で利用され、ホールの稼働率は 47.8%で、年間約 18,200 人が利用しています。

当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、周辺のスポーツ機能を備える施設の利用状況等を精査した上で、改修が見込まれる 10 年後を目途に、平田供用会館等との複合化を含め、施設の在り方を検討します。

3. 南岩国供用会館、5. 平田東供用会館

南岩国供用会館は、1990 年に新耐震基準で建設し、建築から 33 年経過しています。ダンスの練習や卓球などに利用され、諸室の稼働率は 7.4%～38%で、年間約 8,500 人が利用しています。

平田東供用会館は、1988 年に新耐震基準で建設し、建築から 35 年経過しています。空手の練習や体操などに利用され、諸室の稼働率は 1.7%～24.4%で、年間約 7,400 人が利用しています。

いずれの施設も地元自治会が指定管理者となり、管理運営していますが（市が光熱水費等を支出）、地域住民の自主的な活動に利用されていることから、地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

26. 中山地区集会所、27. 中山地区集会所調理室、28. 梅が丘団地集会所、29. 明生台集会所、

30. 梅が丘第 1 自治会集会所

中山地区集会所は 1982 年に、中山地区集会所調理室は集会所の附帯施設で 1998 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 41 年、25 年経過しています。

梅が丘団地集会所は、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。

明生台集会所は、1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過しています。

梅が丘第 1 自治会集会所は、2011 年に新耐震基準で建設し、建築から 12 年経過しています。

いずれも公共事業の実施に伴う地元要望に応じて設置した施設で、地域に無償で貸し付け、一部の費用負担を含めて地域が管理運営していることから、地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

25. 山中団地集会所

公共事業の実施に伴う地元要望に応じて設置した施設で、1979年に旧耐震基準で建設し、建設から44年経過しています。地域に無償で貸付けし、費用負担を含めて地域が管理運営していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) スポーツ施設

スポーツ施設として、6.岩国運動公園、7.平田地区体育館、8.岩国市総合体育館の3施設を設置しています。なお、学校開放の体育館等を2施設、多目的ホール機能を備える施設を1施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

※1 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(3)小学校 (4)中学校を参照）

施設名	方向性
平田小学校	維持（長寿）
平田中学校	維持（修繕）、維持（長寿）

※2 軽体操、ダンス、ヨガなどの運動ができる多目的ホール機能をもつ施設（施設の詳細は、(1)集会所施設を参照）

施設名	方向性
平田住民ホール	維持（修繕）、検討

イ 個別施設計画での方向性

6. 岩国運動公園

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

7. 平田地区体育館

学校体育施設開放事業に機能を移転する。

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから、廃止する。

8. 岩国市総合体育館

耐震基準を満たしており、基幹体育館として継続使用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

6. 岩国運動公園

岩国運動公園は、屋内ゲートボール場、テニスコート、相撲場、アーチェリー場などを設置しています。主な施設の建築年次や経過年数は次のとおりで、いずれも新耐震基準で建設し、建築から26～30年経過しています。年間約8万人の利用があり、スポーツ・レクリエーション活動の場となっており、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。なお、屋内ゲートボール場は、県立武道館の建設に伴い、解体を予定しています。

管理運営は岩国市総合体育館等を含め指定管理者が行い、自主事業収入もあることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

施設名	建築年・経過年数等	施設名	建築年・経過年数等
①屋内ゲートボール場 (クラブハウス)	1993年、30年経過	②テニスコート (クラブハウス)	16面 1997年、26年経過
③相撲場 (クラブハウス)	1997年、26年経過	④アーチェリー場 (クラブハウス)	1997年、26年経過
⑤展望休憩所	1997年、26年経過	⑥便所	1997年、26年経過

7. 平田地区体育館

令和5年度に除却しています。

8. 岩国市総合体育館

1995年に新耐震基準で建設し、建設から28年経過しています。岩国運動公園の敷地内に設置され、管理運営は、岩国運動公園と一括で指定管理者が行っています。

本市の基幹体育館として位置付け、今後も継続利用することから、保全計画に基づき計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

(3) 小学校 (4) 中学校

小学校として9. 平田小学校を、中学校として10. 平田中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページ、177ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域住民の方々などから広く意見を聴きながら、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となってい

る学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

9. 平田小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

10. 平田中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。建築後 45 年未満の施設であることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

9. 平田小学校、10. 平田中学校

平田小学校の校舎は 1968 年～1969 年に、それぞれ旧耐震基準で建設し、2015 年に耐震改修を行っていますが、建築から 55 年、54 年経過して老朽化が顕著となっています。体育館は 1988 年に新耐震基準で建設し、建築から 35 年経過しています。

平田中学校の校舎は 1980 年と 1982 年に、体育館は 1981 年にいずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2013 年と 2015 年に耐震改修を行っており、体育館は耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、それぞれ建築から 43 年～41 年経過し、老朽化が進んでいます。武道場は 1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、いずれも学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、平田小学校の校舎と平田中学校の校舎・体育館は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。平田小学校の体育館と平田中学校の武道場は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用について、セキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で、令和 7 年度までに検討します。

(5) 高齢者保健福祉施設

高齢者保健福祉施設として、11. 静風園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 202・203 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

経済的、環境的な要因から在宅での生活が困難な高齢者の方の居住の場を提供する養護老人ホームの機能は今後必要ですが、施設の経営は、入所者の決定と費用負担は措置制度により市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なこと、施設の老朽化が顕著なことから、他の施設への機能移転若しくは施設の譲渡又は社会福祉法人等の民間事業者による建て替えなど施設の在り方について検討します。

また、国からの通知に基づき中山間地域に居住する高齢等の不安を解消するために居住機能等を提供する生活支援ハウスについては、引き続き地方自治体の役割とされていることから機能は継続し、利用者の決定や費用負担は市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なことから、施設の譲渡を含め、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 静風園

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著となっていることから、機能移転を図り、現入所者は久楽荘と松風荘に転園を進める。施設は、当面休止し、廃止の方向で調整する。

ウ アクションプログラム

11. 静風園

1974年に旧耐震基準で建設した養護老人ホームで、建築から49年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、当面休止し、廃止の方向で調整します。

(6) 放課後児童教室

放課後児童教室として、12. 平田放課後児童教室、13. 平田第二放課後児童教室の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

12. 平田放課後児童教室、13. 平田第二放課後児童教室

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることから、必要な改修を行い継続使用する。学校併設部分については、学校の改修等にあわせ対応する。

ウ アクションプログラム

12. 平田放課後児童教室、13. 平田第二放課後児童教室

専用施設及び平田小学校内の教室を使用して開室しています。このうち専用施設は、1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。また、2009年には別棟を増築し、建築から14年経過しています。子育て支援の一環として今後も必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

学校施設内に開設している児童教室は、平田小学校の建て替えにあわせて対応します。

管理運営は、民間事業者に委託しています。なお、平田放課後児童教室と平田第二放課後児童教室は機能を統合し、平田放課後児童教室としています。

(7) 出張所

14. 平田出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

14. 平田出張所

平田住民ホールとの併設で耐震基準を満たしている。平田学習等供用会館に隣接している。地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

14. 平田出張所

平田住民ホールとの複合施設で、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。改修が見込まれる 10 年後を目途に、平田供用会館との複合化を含め、施設の在り方を検討します。施設は、併設する平田住民ホールに合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(8) 水防倉庫

水防倉庫として、15. 平田水防倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263 ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

15. 平田水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

15. 平田水防倉庫

1973 年に旧耐震基準で建設し、建築から 50 年経過しています。水害による被害を防ぐ水防資器材を保管するため必要な修繕等を行い、継続使用します。

(9) 消防団車庫等

消防団車庫等として、16. 岩国分団第 6 部消防車庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

16. 岩国分団第 6 部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

16. 岩国分団第 6 部消防車庫

1991 年に新耐震基準で建設し、建築から 32 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(10) その他行政系施設

その他行政系施設として、17. 清掃事業管理事務所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

17. 清掃事業管理事務所

市民等が排出する一般廃棄物の処理に必要な業務を行うための機能・施設であり、必要な修繕等を行い継続利用するものの、民間活力の活用による業務の在り方、施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

17. 清掃事業管理事務所

1996年に新耐震基準で建設し、建築から27年経過しています。一般廃棄物の処理に必要な業務を行うための事務所、倉庫、車庫等で、当面は、必要な修繕等を行い使用継続しますが、令和9年度までに民間活力の活用による業務の在り方、施設の在り方について検討します。

(11) 公営住宅

公営住宅として、18. 山中団地、19. 松山団地、20. 水兼団地、21. 竹の本団地、22. 梅が丘団地の5施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和3年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

18. 山中団地、19. 松山団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

18. 山中団地、20. 水兼団地、21. 竹の本団地

旧耐震基準の建物もあり、老朽化が進んでいることから住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、建て替えを含め今後の在り方について検討を行いつつ、移転について協議し、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

22. 梅が丘団地

旧耐震基準の建物であり老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

耐震基準を満たしていない一部の住宅については、耐震改修を実施する。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による岩国地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は1,318戸で、将来（令和32年）の必要戸数を715戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

18. 山中団地（RC）、19. 松山団地、22. 梅が丘団地（一部）

山中団地（RC）は、1995 年、1996 年の建設で、建築から 28 年、27 年経過し、管理戸数 60 戸で全戸に入居しています。

松山団地は、1998 年の建設で、建築から 25 年経過し、管理戸数 99 戸のうち 97 戸に入居しています。

梅が丘団地（一部）は、1981～1989 年の建設で、建築から 42～34 年経過し、管理戸数 198 戸のうち 159 戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設し、おおむね 30 年後も耐用年限が未経過なことから、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

22. 梅が丘団地（一部）

梅が丘団地（一部）は、1979～1980 年の建設で、建築から 44～43 年経過し、管理戸数 150 戸のうち 112 戸に入居しています。

旧耐震基準で建設していますが、簡易な診断等により、条件を満たしています。

おおむね 20～30 年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用し、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

18. 山中団地（CB）、20. 水兼団地、21. 竹の本団地

山中団地（CB）は、1964 年の建設で、建築から 59 年経過し、管理戸数 17 戸のうち 8 戸に入居しています。

水兼団地は、1958 年の建設で、建築から 65 年経過し、管理戸数 8 戸のうち 1 戸に入居しています。

竹の本団地は、1960 年の建設で、建築から 63 年経過し、管理戸数 40 戸のうち 6 戸に入居しています。

いずれも、旧耐震基準で建設し、簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(12) ごみ処理場・クリーンセンター

ごみ処理場・クリーンセンターとして、23. 岩国市第一工場と 24. 岩国市リサイクルプラザを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 321 ページを参照）

【機能】【建物】

一般廃棄物の処理は市の責務であり、ごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保する観点から今後も継続します。

新耐震基準の建物については、計画的な改修を行い継続使用し、旧耐震基準の施設は、環境基準に照らし、当分の間、適切な状態を維持します。

【管理運営】

施設の管理運営業務への民間活力の活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

23. 岩国市第一工場

耐震基準を満たしているものの、機能はサンライズクリーンセンターに移転し、現在は使用していないことから、廃止（除却）する。

24. 岩国市リサイクルプラザ

耐震基準を満たしており、今後も継続使用する。設備の機能検査を行って、今後の施設の在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

23. 岩国市第一工場

1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。平成31年から廃棄物の搬入を停止しており、令和2年に施設を廃止していることから、除却時期を調整します。

24. 岩国市リサイクルプラザ

ごみの資源化処理施設として1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。市内で発生するごみの減量化と再資源化を推進するため今後も必要なことから、令和6年度に、プラスチック資源循環法に対応するための施設の基本計画を策定し、大規模改修又は建て替えについて検討します。

4. 岩国地域平田エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設（8施設）

集会系施設（8施設）

1. 平田一丁目自治会集会所、3. 南岩国供用会館、5. 平田東供用会館、26. 中山地区集会所、27. 中山地区集会所調理室、28. 梅が丘団地集会所、29. 明生台集会所、30. 梅が丘第1自治会集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに、必要に応じて補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と施設改修等の在り方を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1 ～30	 譲渡の方針に基づき、関係者と協議			 協議結果に基づき対応						
3. 5	 適化法との関係整理									
協議先	1. 平田一自治会館管理組合、3. 南天地自治会、5. 平田地区自治会連合会、26. 27. 中山自治会、28. 梅ヶ丘第二自治会、29. 明生台自治会、30. 梅が丘第一自治会									
担当部署	1. 環境施設課、3～30. 地域づくり推進課									

(2) 廃止について協議する施設（6施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（2施設）

11. 静風園、23. 岩国市第一工場

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11. 23.										
	用途廃止手続			除却計画に基づく対応						
	除却計画策定の中で時期の調整									
担当部署	11. 高齢者支援課、23. 環境施設課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（1施設）

25. 山中団地集会所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
25	利用実態の精査、廃止に向けた協議協議結果に基づく対応									
協議先	山中団地自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

ウ 市営住宅（3施設）

18. 山中団地（CB）、20. 水兼団地、21. 竹の本団地

【対応方針】

老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18～21	→									
	新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに、現在の入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(12施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（4施設）

6. 岩国運動公園、8. 岩国市総合体育館、9. 平田小学校（体育館）、10. 平田中学校（武道場）

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6～10										
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・6. 8. 文化スポーツ課、9. 10. 教育政策課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（3施設）

18. 山中団地（RC）、19. 松山団地、22. 梅が丘団地（一部）

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18～22	保全計画の策定			計画に基づく対応						
担当部署	建築住宅課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（5施設）

9. 平田小学校（校舎）、10. 平田中学校（校舎・体育館）、12. 平田放課後児童教室、
15. 平田水防倉庫、17. 清掃事業管理事務所

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

平田小学校、平田中学校は、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えを検討します。放課後児童教室は、小学校の建て替えにあわせて対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9～17										
17										
担当部署	9. 10. 教育政策課、12. 保育幼稚園課、15. 危機管理課、17. 環境事業課									

(4) 建て替え等を検討する施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設（6施設）

ア 移転・複合化を検討する施設（3施設）

2. 平田住民ホール、4. 平田供用会館、14. 平田出張所

【対応方針】

地域づくり拠点施設は、地域課題解決に向け出張所と緊密に連携して取り組むことが必要なことから、地域経営の仕組みづくりにあわせ、令和7年度までに出張所の在り方を検討します。施設は当面必要な修繕を行い継続使用しますが、10年後を目途に複合化を含めた施設の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2～14	当面、必要な修繕を行い継続使用							複合化を含めた施設の在り方検討		
	地域経営の仕組みづくりにあわせ、出張所の在り方を検討			検討結果に基づく対応						
協議先	平田地区自治会連合会									
担当部署	地域づくり推進課									

イ 消防団施設（1施設）

16. 岩国分団第6部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
16	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	岩国分団第6部									
担当部署	危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（1施設）

22. 梅が丘団地（一部）

【対応方針】

おおむね20～30年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用し、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
22	必要な修繕等を行い継続使用								次期長寿命化計画で統合・建て替えについて検討	
担当部署	建築住宅課									

エ 施設の在り方検討（1施設）

24. 岩国市リサイクルプラザ

【対応方針】

市内で発生するごみの減量化と再資源化を推進するため今後も必要なことから、令和6年度にプラスチック資源循環法に対応するための施設の基本計画を策定し、大規模改修又は建て替えについて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
24										
	必要な修繕等を行い継続使用									
	基本計画の策定			計画に基づく対応						
協議先	平田地区自治会連合会									
担当部署	環境施設課									

5. 再編・再配置の検証

- (1) 平田住民ホールの機能を周辺スポーツ施設へ移転が可能か検証します。
- (2) 平田出張所の機能を平田供用会館へ移転が可能か検証します。
- (1) 平田住民ホールの機能の移転について可能性の検証（利用状況等は令和4年度実績）

ア 検証対象施設

平田住民ホール

(7) 施設の利用状況

内容	月平均 開催数	1回あたりの 利用者数	体育施設の使用想定の一部屋
卓球	19	16人	総合体育館アリーナ又は武道場 愛宕スポーツコンプレックス・カルチャーセ ンター 平田小学校体育館 平田中学校体育館・武道場 川西住民ホール
バドミントン	13	11人	
平田中学校	13	15人	
フリーテニス	9	10人	
インディアカ	8	16人	
ミニテニス	5	11人	
平田保育園	3	45人	
その他	8	6～25人	
選挙事務等	—	—	会議室ほか

(イ) 諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
住民ホール	618 m ²	870件・80.8%	14,441人	—

イ 移転先施設の諸室の利用状況と受入れの可能性

(総合体育館)

部屋の名称	部屋面積等	稼働率	平田住民ホール機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
アリーナ	2,306 m ²	71.0%	△	運動施設としては、住民ホールよりも広い面積を有していることから、機能面では問題がない。しかし、基幹体育館であることから、大会等により利用が制限されることが想定される。
武道場	1,260 m ²	76.0%		
会議室	89 m ² ・60人	41.0%	○	—

(愛宕スポーツコンプレックス・カルチャーセンター)

部屋の名称	部屋面積	利用団体 日平均	平田住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
アリーナ	バレーボール コート3面	6団体	○	—

(平田小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	平田住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1,085 m ²	13団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

(平田中学校)

部屋の名称	部屋面積	利用団体	平田住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1,052 m ²	7団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要
武道場	350 m ²	3団体／週	△	

(川西住民ホール)

部屋の名称	部屋面積	稼働率	平田住民ホールの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
住民ホール	581 m ²	76.6%	△	一日中使用する日もあるため、受入れに当たっては、団体間調整が必要となる。

ウ 平田住民ホールの機能を周辺スポーツ施設に移転する可能性についての検証結果

・平田住民ホールの機能を岩国市総合体育館等に移転することの可能性について検証します。

平田住民ホール（618 m²）は、専ら卓球やバドミントンといった屋内スポーツに利用されているほか、中学校部活動や地域の保育園行事の利用、選挙投票所などの行政利用により、稼働率は 80%程度となっています。

しかし、建築から 40 年程度経過し、施設の老朽化が進んでいることから、改修が必要になると見込まれるおおむね 10 年後を目途に機能移転などについて検討する必要があります。

同一エリア内には岩国市総合体育館がありますが、周辺エリアには愛宕スポーツコンプレックス・カルチャーセンター、川西住民ホール、平田小学校及び平田中学校（学校開放事業）があり、これら施設への機能移転が可能か検証します。

・岩国市総合体育館には、アリーナ（2,306 m²）、武道場（1,260 m²）のほか、会議室を 2 部屋（86 m²・89 m²）保有しています。

・愛宕スポーツコンプレックス・カルチャーセンターは、バレーボールコート 3 面分のアリーナを保有しています。

・このほか川西住民ホール（581 m²）、平田小学校体育館（1,085 m²）、平田中学校体育館（1,052 m²）・武道場（350 m²）も同様に、スポーツ機能を有しています。

現在、平田住民ホールの担う機能のうち、卓球やバドミントン、フリーテニスやインディアカといった競技は、これらの施設でも現に利用があり、機能の面においては、移転は可能と見込まれます。

移転先施設には、既に各種団体の利用があることから、これらの団体との利用調整が必要となります。また、選挙事務等の行政利用など、現在のエリア内で行うことが必要なものについては、平田供用会館などの公共施設を利用することで機能移転は可能と考えられます。

(2) 平田出張所の機能の平田供用会館への移転について可能性の検証（利用状況等は令和 4 年度実績）

ア 検証対象施設

平田出張所・平田供用会館

(7) 平田出張所の利用状況

内容	面積	受付件数	職員体制
会計関係取扱	85.4 m ²	7,916 件	再任用 1 人 会計年度職員 3 人
その他事務取扱		1,336 件	

(4) 平田供用会館の諸室の利用状況と受入れの可能性

部屋の名称	面積	利用件数 ・稼働率	平田出張所の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
調理学習室	65 m ²	91 件・8.4%	×	特殊設備があるため受入れできない。
第 1 学習室	46 m ²	265 件・24.6%	×	現在の執務室より狭小
第 2 学習室	14 m ²	125 件・11.6%	×	現在の執務室より狭小
集会室	141 m ²	595 件・55.2%	×	稼働率が高いため受入れできない。
和室	41 m ²	202 件・18.8%	×	現在の執務室より狭小

イ 平田出張所の機能の平田供用会館への移転の可能性についての検証結果

・平田出張所の機能を平田供用会館に移転することの可能性について検証します。

平田出張所は、平田住民ホールとの複合施設で、建築から 41 年経過し、老朽化が進んでいます。当該施設は、地域づくり拠点施設候補である平田供用会館と隣接していることから、出張所機能を平田供用会館へ移転・複合化し、機能の一体化を図ることができるか検証します。

まず、平田出張所は執務室の面積が 85.4 m²であり、職員は出張所長 1 人（再任用職員）のほか、会計年度職員 3 人で構成されています。

年間の事務受付件数は 9,252 件となっており、月平均としては 760 件程度となっています。

平田供用会館は、集会室（141 m²）、調理学習室（65 m²）、第 1 学習室（46 m²）、第 2 学習室（14 m²）、和室（41 m²）の計 5 部屋で構成され、稼働率は 55.2%～8.4%となっています。

集会室以外の居室は、現在の執務室よりも面積が狭いことから、移転は困難と考えられます。

しかし、集会室は、稼働率が 55.2%であり、当該施設において利用頻度が高い部屋となっていることから、現状においては当該居室への移転は困難と考えられます。

出張所業務については、窓口業務の見直しを検討する際に、職員の配置についても併せて検討していくこととなるため、これら検討結果を踏まえ、平田出張所の機能を平田供用会館に移転することが可能か引き続き検討し、あるいは今後の施設の改修や建て替えなどを検討する中で、施設の複合化を図り、適正な規模での集約を図ることとします。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和 14 年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の 8／10。ただし、300 万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の 8／10。ただし、1,100 万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組みを評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さら

岩国地域、平田エリアの公共施設（集会系施設を除く。）では、岩国運動公園、岩国市総合体育館、公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。